

空き家を
「放っておく」から「活かす」へ！



空き家の「利活用」のススメ

「どうしても今の家に住み続けられない…」
そんな時は、空き家の「貸し出し」「売却」「更地にして駐車場などで使用」といった利活用を検討しましょう。利活用をする場合は、まずは家の安全面と衛生面をチェック！伸びている草木は切って、雑草が生えないようにシートや砂利などを、日光を遮断するように敷きましょう。大きな樹木は伐採することも重要です。併せて、郵便物の転送手続きもしておきましょう。

これらをするだけでも、今後の利活用がスムーズになります。そしてご近所の方へ、しばらく家主が不在になることと、緊急時の連絡先を伝えておくとも良いでしょう。



あなたの利活用をサポート！

市の制度をピックアップ！

本市には、あなたの利活用をサポートするさまざまな制度があります。各制度について、詳しくは市ホームページをご覧ください。



空き家の悩み、ひとりで抱えず相談を！
空き家の無料相談会



相続・売却・解体・管理など、空き家に関する悩みは人それぞれ。定期的開催している空き家の無料相談会では、建築士・司法書士・宅地建物取引士から、具体的なアドバイスを受けられます。次回は令和8年2月14日(土)に開催。1月中旬に受付開始予定です。まだ空き家になっていない家の相談ももちろんOK！市ホームページまたはお電話でお気軽にお申し込みください！
※住まい開発政策課では、空き家に関する相談を随時受け付けています。
▶相談時間（予約制、先着8組まで）
①午後1時20分～ ②午後2時10分～ ③午後3時～ ④午後3時50分～



登録して有利に活用！
空き家バンク制度



売りたい・貸したい空き家を無料で空き家バンクに登録し、希望者に情報公開します。契約交渉は（公社）茨城県宅地建物取引業協会が仲介してくれるから安心！※規定の手数料あり
▶制度を利用すれば補助金が！（どちらも費用の1/2まで）
○所有者
家財処分費補助：最大10万円
○利用者（購入・賃借）
リフォーム工事費補助：最大50万円



建物の解体をサポート！
解体補助金と税優遇制度

※事前相談・市による判定が必須です。

解体補助金

空き家の解体にかかる費用の1/2(最大30万円)を支援



税優遇制度

解体後の敷地について、固定資産税の住宅用地特例を翌年以降3年間継続



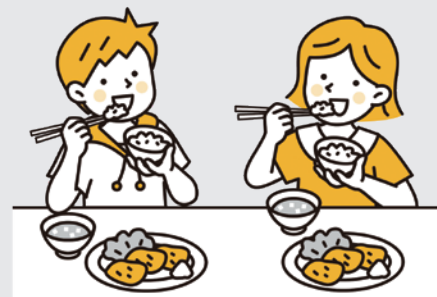
市街化調整区域でも建て替え可能に！
解体後の再建築の基準緩和



「この家、壊したらもう建てられない…」

以前はそんな心配がありました。本市では、市街化調整区域にある空き家を解体した後でも、一定の条件を満たせば住宅の再建築ができます。※解体前に市への事前相談が必要です。
「壊したら終わり」ではなく、再建築や売却、貸し出しなど、将来に向けた活用がしやすくなっています。

▶対象：もともと住宅があった土地
▶条件：災害リスクが低い地域など
※詳しい条件は、事前に必ずご確認ください。



空き家を利活用して
「地域交流の場」に！

こども食堂を取材しました



ほっこり食堂（伊奈東43-5）



ゆたか食堂（豊体56）

表紙の写真は、ゆたか食堂に来ていた皆さんにご協力いただきました！

地域の方々に美味しい食事を提供し、地域をつなぐ交流の場となっている「こども食堂」。月に1回、市内全7カ所で開催されており、ボランティアの皆さんによる運営を、本市と市社会福祉協議会がサポートしています。

そんなこども食堂の中には、空き家を利活用してできた場所が2カ所あります。取材に訪れた「ほっこり食堂」と「ゆたか食堂」では、子どもからお年寄りまで幅広い世代の方々が集まり、笑顔あふれる空間が広がっていました。空き家を利活用することで生まれた、家屋ならではの温もりやアットホームで親しみやすい雰囲気。それが、幅広い世代が楽しく過ごすことができる理由の1つだと感じました。

「住まい」としての役割を終えた空き家を、「地域をつなぐ交流の場」として新たに生まれ変わらせる——。利活用の1つの形として、空き家の可能性を今回の取材で知ることができました。

「貸し出し」「売却」「更地にして使用」、空き家をどのように利活用するかは人それぞれですが、大切なのは行動を起こすこと。まずは我が家の「空き家問題」について考えてみませんか？



市内の各こども食堂について、詳しくは市社会福祉協議会ホームページをご覧ください。



まずはお気軽にご相談ください！

▶空き家に関するご相談

谷和原庁舎 住まい開発政策課 空き家係
☎0297 - 58 - 2111（内線5405）
平日 午前8時30分～午後5時15分

▶不動産売買に関するご相談

（公社）茨城県宅地建物取引業協会
☎029 - 225 - 5300
平日 午前9時～午後5時15分